22919	１―ブロモシクロプロパンカルボン酸メチル	3―(1)―130
22920	１―ブロモ―４―（４―フェニルブタ―１，３―ジエニル）ナフタレン	5―1472
22921	４―ブロモフェニルメタノール	4―(10)―1368
22922	（１*R*，３*S*，４*S*）―３―（６―ブロモ―１*H*―ベンゾイミダゾール―２―イル）―２―アザビシクロ［２．２．１］ヘプタン―２―カルボン酸＝*tert*―ブチル	8―(2)―2509
22923	*α*―ペルフルオロエチル―ω―フルオロポリ［オキシ（ペルフルオロプロパン―１，３―ジイル）］と*α*―ペルフルオロプロピル―ω―｛１，１，２，２―テトラフルオロ―３―［３―（トリクロロシリル）プロポキシ］プロポキシ｝ポリ［オキシ（ペルフルオロプロパン―１，３―ジイル）］と*α*―ペルフルオロプロピル―ω―［１，１，２，２―テトラフルオロ―３―（プロパ―１―エン―１―イルオキシ）プロポキシ］ポリ［オキシ（ペルフルオロプロパン―１，３―ジイル）］の混合物	10―3133
22924	１―ベンジル―３―フェニル尿素	4―(13)―262
22925	１―ベンジル―３―フェニルピリミジン―２，４，６（１*H*，３*H*，５*H*）―トリオン	8―(2)―2510
22926	１―ベンジル―５―ベンジリデン―３―フェニルピリミジン―２，４，６（１*H*，３*H*，５*H*）―トリオン	8―(2)―2511
22927	（―）―*N*―ペンタノイル―*N*―［２'―（１*H*―テトラゾール―１―イド―５―イル）ビフェニル―４―イルメチル］―Ｌ―バリン＝バリウム塩	8―(3)―1384
22928	（―）―*N*―ペンタノイル―*N*―［２'―（１*H*―テトラゾール―５―イル）ビフェニル―４―イルメチル］―Ｌ―バリン	8―(3)―1385
22929	ポリ（ジアリルアミン＝塩酸塩）	9―3011
22930	末端に２―シアノプロパン―２―イル基（又はドデシルスルファニル基）を有するアクリル酸・アクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸メチル共重合物	9―3012
22931	末端に２―シアノ―４―メチルペンタン―２―イル基（又は水素）を有するメタクリル酸・メタクリル酸＝２，３―エポキシプロピル・メタクリル酸＝３―（トリエトキシシリル）プロピル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸ベンジル共重合物	9―3013
22932	末端に水素添加ロジン由来のアシル基（又はベンゾイル基）を有する［１―クロロ―２，３―エポキシプロパン・４，４'―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノール重縮合物と１，２，３，６―テトラヒドロ無水フタル酸と無水マレイン酸の縮合反応生成物］	10―3134
22933	末端にベンゾイル基を有する［１―クロロ―２，３―エポキシプロパン・４，４'―（プロパン―２，２―ジイル）ジフェノール重縮合物と１，２，３，６―テトラヒドロ無水フタル酸と無水マレイン酸の縮合反応生成物］	10―3135
22934	マレイン酸ジエチルと４，４'―（メチレン）ビス（シクロヘキサン―１―アミン）の*N*，*N*'―［メチレンビス（シクロヘキサン―４，１―ジイル）］ビス（アスパラギン酸ジエチル）を主成分とする反応生成物	7―(4)―1278
22935	マレイン酸ジエチルと４，４'―（メチレン）ビス（２―メチルシクロヘキサン―１―アミン）の*N*，*N*'―［メチレンビス（２―メチルシクロヘキサン―４，１―ジイル）］ビス（アスパラギン酸ジエチル）を主成分とする反応生成物	7―(4)―1279
22936	メタクリル酸＝８―（トリメトキシシリル）オクチル	2―(3)―498
22937	メタクリル酸・メタクリル酸イソブチル・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物	9―3014
22938	メタクリル酸・メタクリル酸＝２―（１，３―オキサゾリジン―３―イル）エチル・メタクリル酸ブチル・メタクリル酸メチル共重合物	9―3015
22939	メタクリル酸・メタクリル酸シクロヘキシル・メタクリル酸＝２―ヒドロキシエチル・メタクリル酸＝*tert*―ブチル共重合物とメタクリル酸＝２，３―エポキシプロピルの付加反応生成物	9―3016
22940	メタクリル酸＝１―メチル―１―（トリシクロ［３．３．１．$1^{3,7}$］デカン―１―イル）プロピル	7―(2)―311
22941	*α*―［３―（２―{［２―（メタクリロイルオキシ）エチル］カルバモイルオキシ}エトキシ）プロピル］ジメチルシリル―ω―［３―（２―{［２―（メタクリロイルオキシ）エチル］カルバモイルオキシ}エトキシ）プロピル］ジメチルシロキシポリ［オキシ（ジメチルシランジイル）／オキシ（メチル{３―［*α*―メチルポリ（オキシエチレン）―ω―イルオキシ］プロピル}シランジイル）／オキシ［メチル（３，３，３―トリフルオロプロピル）シランジイル］］	10―3136
22942	（*S*，*E*）―３―｛３―［*N*―メチル―*N*―（オキシラン―２―イルメチル）スルファモイル］―５―（トリフルオロメチル）フェニル｝アクリル酸ベンジル	8―(4)―1928
22943	３―（１―メチル―７―オキソ―３―プロピル―６，７―ジヒドロ―１*H*―ピラゾロ［４，３―*d*］ピリミジン―５―イル）―*N*―［２―（１―メチルピロリジン―２―イル）エチル］―４―プロポキシベンゼンスルホンアミド	8―(2)―2512
22944	１―メチルピリジン―２（１*H*）―チオン	8―(1)―3871
22945	１―メチル―１―プロピルピロリジン―１―イウム＝ブロミド	8―(1)―3872
22946	３―{（３*R*，４*R*）―４―メチル―３―［*N*―メチル（７*H*―ピロロ［２，３―*d*］ピリミジン―４―イル）アミノ］ピペリジン―１―イル｝―３―オキソプロパンニトリル＝一クエン酸塩	8―(2)―2513
22947	３―（４―メトキシフェノキシ）プロパン―１―アミン＝メタンスルホン酸塩	4―(12)―925
22948	３―{［３―（４―メトキシフェノキシ）プロピル］アミノメチル}フェノール	4―(10)―1369
22949	４―（２―メトキシ―１―メチルエトキシ）―２―メチル安息香酸	4―(4)―1360
22950	リン酸＝二水素＝２，７，８―トリメチル―２―（４，８，12―トリメチルトリデシル）クロマン―６―イル	8―(4)―1929
22951	リン酸＝二水素＝２，７，８―トリメチル―２―（４，８，12―トリメチルトリデシル）クロマン―６―イルの一（又は二）ナトリウム塩	8―(4)―1930
22952	レシチン加水分解物の水素添加物	11―(4)―878

○厚生労働省告示第三百九十二号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率